

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 30 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 沼 谷 純

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第 6 号

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例（平成23年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号中「、又は令和 4 年度」を「、令和 4 年度」に改め、「拠点区域」の次に「又は令和 7 年 3 月 31 日に指定が解除された帰還困難区域」を加え、「、令和 5 年」を「、令和 6 年」に、「平成 26 年」を「平成 27 年」に改め、同項第 6 号中「又は令和 4 年度」を「、令和 4 年度」に改め、「拠点区域」の次に「又は令和 7 年 3 月 31 日に指定が解除された帰還困難区域」を加え、「上位所得層に該当する被保険者」を「上位所得層の被保険者」に、「平成 26 年」を「平成 27 年」に改め、同項第 7 号及び第 8 号中「平成 26 年」を「平成 27 年」に改め、同項第 9 号中「令和 5 年 4 月 2 日以降令和 5 年度までに指定が解除された旧特定復興再生拠点区域」を「令和 7 年 3 月 31 日までに指定が解除された帰還困難区域」に、「富岡町」を「葛尾町」に改める。

別表第 2 条第 1 項第 5 号に該当する者の項対象保険料額の欄中「令和 6 年度」を「令和 7 年度」に、「令和 7 年」を「令和 8 年」に改め、同表第 2 条第 1 項第 6 号に該当する者の項減免の額の欄中「平成 27 年」を

「平成28年」に改め、同項対象保険料額の欄中「令和6年度」を「令和7年度」に、「令和7年」を「令和8年」に改め、同表第2条第1項第7号に該当する者の項減免の額の欄中「平成27年」を「平成28年」に改め、同項対象保険料額の欄中「令和6年度」を「令和7年度」に、「令和7年」を「令和8年」に改め、同表第2条第1項第8号に該当する者の項減免の額の欄中「平成27年」を「平成28年」に改め、同項対象保険料額の欄中「令和6年度」を「令和7年度」に、「令和7年」を「令和8年」に改め、同表第2条第1項第9号に該当する者の項対象保険料額の欄中「令和6年度」を「令和7年度」に、「令和7年」を「令和8年」に、「令和6年」を「令和7年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の規定は、令和8年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する令和7年度保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。